

旅行業者の皆さまへ

和歌山県白浜町にお越しいただける

観光バスツアー

の催行に

補助金を交付します!!

1旅行業者
(観光バスツアー区分ごとに)

最大 20 万円

※予算の範囲内・3ツアーマン

南紀白浜観光バスツアー誘致促進事業補助金のご案内

1. 対象事業者

日本国内に本店を有する旅行業者で、旅行業法により旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けている事業者

2. 補助要件

次のすべての要件を満たす観光バスツアーであること。※出発地が町外であること。

- (1) 令和6年11月1日から令和7年1月31までの期間(令和6年12月25日から令和7年1月7日までの期間を除く。)において催行される観光バスツアーであって、募集型又は受注型企画旅行商品であること。
- (2) 1旅程あたり、貸切バス1台につき15人以上(乗務員及び添乗員を除く。)が参加する観光バスツアーであること。ただし、旅程の一部に訪日旅行を含むものを除く。
- (3) 別表第1の左欄に掲げる観光バスツアー区分に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する旅程の条件を満たすこと。

別表第1

観光バスツアー区分	旅程の条件
日帰りツアー	同一日に町内の観光施設等を2箇所以上利用等すること。
宿泊ツアー	町内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、町内の観光施設等を3箇所以上利用等すること。

※学校行事や他の団体等からの助成等を受けている観光バスツアーであるときなど、補助対象事業とならない場合があります。詳しくは白浜町公式ホームページをご確認ください。

(<https://www.town.shirahama.wakayama.jp/mokuteki/boshu/2879.html>)

3. 補助金額 ※補助対象外経費を除いたバス1台あたりの補助限度額(予算の範囲内)

- (1) 日帰りツアー(白浜町内での宿泊を伴わないツアー)……………貸切バス1台につき 2 万円以内
- (2) 宿泊ツアー(白浜町内での宿泊を伴うツアー)……………貸切バス1台につき 5 万円以内

平日の観光バスツアーは補助金額が**2倍**に!!

さらに

旅程に『町内の駅又は空港』利用の観光バスツアーには、貸切バス1台につき**2万円**を追加交付!!

申請に関する
お問合せ先

白浜町 観光課 観光商工係

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地

TEL 0739-43-6588 FAX 0739-43-7825

E-mail kanko@town.shirahama.lg.jp



補助金交付までの流れ(概要)



※詳細は、必ず白浜町公式ホームページで確認してください。

<https://www.town.shirahama.wakayama.jp/mokuteki/boshu/2879.html>

★旅行業者 → 白浜町観光課観光商工係

補助金交付申請書(様式第1号)を『白浜町観光課観光商工係』へ提出(郵送又は持参)

※申請書は、出発日の1月前までの間に提出してください。

- 【添付書類】**
- ①観光バスツアー旅程表
 - ②旅行業法による登録票の写し
 - ③観光バスツアー事業に係る収支予算書



『白浜町観光課観光商工係』で申請書を受理後、内容を審査し、適当と認めたときは
交付決定通知書(様式第2号)により旅行業者へ通知

※ 提出いただいた申請書は提出期限を待たず、隨時審査し決定します。予算は各月毎に上限額を設けており、それぞれの予算上限に達し次第、各月毎に申込みを締め切ります。



旅行業者は、交付決定を受け団体旅行を実施



★旅行業者 → 白浜町観光課観光商工係

旅行業者は**実績報告書兼請求書(様式第7号)**を白浜町観光課観光商工係へ提出(郵送又は持参)

- 【添付書類】**
- ①観光バスツアー旅程表(実績)
 - ②南紀白浜観光バスツアー観光施設等利用確認書(様式第8号)
 - ③南紀白浜観光バスツアー宿泊施設利用確認書(様式第9号)
 - ④観光バスツアー事業に係る収支決算書

※ 観光施設等利用確認書(様式第8号)、宿泊施設利用確認書(様式第9号)については、当該観光施設及び宿泊施設での資料作成の省力化を図るため、各旅行業者より事前に協力依頼等を行うなど、適宜対応をお願いします。



白浜町観光課観光商工係で実績報告書兼請求書の内容を審査し、適当と認めたときは
交付額確定通知書(様式第10号)により旅行業者へ通知とともに、補助金を交付